マルナカ三木店（№1555）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定による届出があったので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年11月12日　香川県知事　池田　豊人

１　届出の概要

<table>
<tr><td>届出者の氏名又は名称及び住所</td><td>名　称　株式会社フジ
住　所　愛媛県松山市宮西一丁目２番１号</td></tr>
<tr><td>大規模小売店舗の名称及び所在地</td><td>名　称　マルナカ三木店
所在地　木田郡三木町大字氷上字北高原462番地２　外</td></tr>
<tr><td>変更した事項</td><td>（１）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
【変更前】
<table>
<tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目２番１号</td><td>山口 普</td><td></td></tr>
<tr><td>株式会社モリンホールディングス</td><td>善通寺市生野町1061番地</td><td>森本 宏樹</td><td></td></tr>
<tr><td>株式会社セリア</td><td>岐阜県大垣市外渕二丁目38番地</td><td>河合 映治</td><td></td></tr>
<tr><td>株式会社ゲオホールディングス</td><td>愛知県名古屋市中区富士見町８番８号</td><td>遠藤 結蔵</td><td></td></tr>
</table>
【変更後】
<table>
<tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目２番１号</td><td>山口 普</td><td></td></tr>
<tr><td>株式会社モリンホールディングス</td><td>善通寺市生野町1061番地</td><td>森本 宏樹</td><td></td></tr>
<tr><td>株式会社セリア</td><td>岐阜県大垣市外渕二丁目38番地</td><td>河合 映治</td><td></td></tr>
<tr><td>株式会社セカンドリテイリング</td><td>愛知県名古屋市中区富士見町８番８号</td><td>遠藤 結蔵</td><td>R8.10.1
名称変更</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>変更の年月日</td><td>上記備考欄のとおり</td></tr>
<tr><td>変更する理由</td><td>上記備考欄のとおり</td></tr>
</table>

２　届出年月日　　令和８年11月４日

３　届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所：　香川県商工労働部経営支援課　及び　三木町地域活性課

縦覧期間：　令和８年11月12日から令和９年３月12日まで

４　意見書の提出

法第８条第２項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和９年３月12日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び三木町地域活性課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

ア　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ　事業者にあっては、その事業の種類及び沿革

ウ　意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ三木店（№1555）

エ　意見の内容

提出先

〒760-8570　高松市番町四丁目１番10号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ